

技 第 604号
建 不 第1307号
令和3年 2月3日

部 内 各 課 の 長
部 内 各 出 先 機 関 の 長 様

技 術 管 理 課 長
建 設 ・ 不 動 産 業 課 長

法定外の労災保険の付保に係る確認について（通知）

令和2年9月25日付け技第374号、建不第786号「法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について」を通知したところですが、法定外の労災保険の加入状況について、下記のとおり確認するようお願いいたします。

なお、営繕工事及び機械設備工事は当面の間、適用しないものとします。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに別途送付していることを申し添えます。

記

保険付保の確認方法

監督員は、特記仕様書及び工事請負契約書第55条（火災保険等）により、法定外の労災保険への付保の状況を以下により確認する。

法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等の補償に必要な金額を担保するための保険契約を指す。

工事契約時

工事着手までに受注者から提出された保険証券の写し又はこれに代わるものにより確認する。なお、提出がない場合は、監督職員から口頭による指導を行う。

技術管理課
技術情報班 043-223-3273
建設・不動産業課
契約・審査班 043-223-3116

○経緯

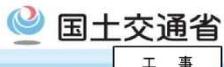
令和元年6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第7条第1項第1号において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下、「法定外の労災保険」という。)の保険料を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが、発注者等の責務として規定されたこと等を踏まえ、昨年10月1日より現場管理費を改定し、併せて、特記仕様書において法定外の労災保険の付保を要件化しました。(当面の間、営繕工事及び機械設備工事を除く。)

○法定外の労災保険とは

業務上や通勤途上に災害を被り死亡、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険です。

○工事契約時の手続き

発注者は、工事着手までに受注者から提出された保険証券の写し又はこれに代わるものにより保険の付保を確認します。なお、提出がない場合は、監督職員より口頭による指導を行います。

(13) 労災補償に必要な保険契約における保険料の積算方法の検討 

- 改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定。
※併せて、入札説明書において労災補償に必要な保険の付保を要件化

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

＜関係の経緯＞
R1.6.28 衆議院本会議通過(全会一致)
R1.6.27 参議院本会議可決(全会一致)
R1.6.24 公布・施行

背景・必要性

1. 災害への対応
 - 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務
2. 働き方改革関連法の成立
 - 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務
3. 生産性向上の必要性
 - 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務
4. 調査・設計の重要性
 - 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化
 - 【基本理念】 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
 - 【発注者の責務】
 - ① 緊急性に応じて随時契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
 - ② 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
 - ③ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見知り徴収の活用
2. 働き方改革への対応
 - 【基本理念】 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮
 - 【発注者の責務】
 - ① 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
 - ② 公共工事の種別・時期に応じた賃金向上
 - ③ 債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
 - ④ 設計図書の変更に伴い、工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
 - 【公共工事等を実施する者の責務】 適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
3. 生産性向上への取組
 - 【基本理念、発注者・受注者の責務】 情報通信技術の活用等を通じて生産性の向上
4. 調査・設計の品質確保
 - 公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計について広く本法の対象として位置付け
5. その他
 - (1) 発注者の体制整備
 - ① 発注関係事務を行う職員等の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
 - ② 国・都道府県による、発注関係事務に關し助成等を適切に行う能力を有する者の活用促進等
 - (2) 工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用【基本理念】
 - (3) 公共工事の目的の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】



現行 「河川・道路構造物工事」の事例

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.20%	1270×N p ^{-0.2145}	14.90%

改定

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.43%	1276.7×N p ^{-0.2145}	14.98%

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改定